

平成23年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

個人番号

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。そのうち1か所以上が所定に提出することができません。この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうち1か所以上が所定に提出することができません。



Header information form including: 所轄税務署長等 (芝 税務署長), 給与の支払者の名称 (学校法人 慶應義塾), 給与の支払者の所在地 (東京都港区三田 二丁目15番45号), 所属 (内線), 氏名 (あだこの氏名), 現住所 (〒), 生年月日, 世帯主の氏名, 配偶者の有無, 従たる給与について扶養控除等申告書の提出 (有・無).

(注) 扶養家族の状況に変更がある場合は、下枠内に追加・修正のうえ、「家族(被扶養者)異動届」を併せてご提出ください。

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

Main table with columns: 区分等 (A 控除対象配偶者, B 扶養親族, C 障害者・寡婦・寡夫又は勤労学生), 氏名, 生年月日, 住所又は居所, 職業, 収入の有無, 平成23年中の所得の見積額, 異動月日及び事由.

D 他の所得者が扶養を受ける 氏名, 生年月日, 住所又は居所, 異動月日及び事由, 氏名, 住所又は居所.

Other information table: 住民税に関する事項 (氏名, 生年月日, 住所又は居所), 住民税に関する事項 (氏名, 生年月日, 住所又は居所), 16歳未満の扶養親族 (平8.1.1以後発生).

現住所に変更がある場合は、「住所等変更届」も併せてご提出ください。現住所・住民票上住所とも「必ず確認・赤字で修正してください。」

⑨ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、平成 23 年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に修正してください。
- (3) 年中途中で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年中途中で定たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは配偶者控除や扶養控除、障害者等の控除の金額が控除しきれない場合には、控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書1」を提出することができます。

2 控除対象配偶者、扶養親族等の範囲

①控除対象配偶者	所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成 23 年中の所得の見積額が 38 万円以下の人
②老人控除対象配偶者	①の控除対象配偶者のうち、年齢 70 歳以上の人（昭和 17 年 1 月 1 日以前に生まれた人）
③扶養親族	所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、平成 23 年中の所得の見積額が 38 万円以下の人
④控除対象扶養親族	③の扶養親族のうち、年齢 16 歳以上の人（平成 8 年 1 月 1 日以前に生まれた人）
⑤特定扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人（昭和 64 年 1 月 2 日から平成 5 年 1 月 1 日までの間に生まれた人）
⑥老人扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の人（昭和 17 年 1 月 1 日以前に生まれた人）
⑦同居者親等	⑥の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としてしている人
⑧障害者（特別障害者）	所得者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族で、次のいずれかに該当する人 イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……すべて特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が 1 級の人は、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が 1 級又は 2 級の人は、特別障害者になります。 ホ 1号表ノ 2 の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。 ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……すべて特別障害者になります。 ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……すべて特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人（昭和 22 年 1 月 1 日以前に生まれた人）で、町村長や福祉事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。
⑨同居特別障害者	控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としてしている人

運動労学生 証明書の取付票の添付箇所

⑩事

所得者本人で、次に掲げる人
 イ 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされたいたり、平成 23 年中の所得の見積額が 38 万円を超える子は除きます。）のある人
 (1) 夫と死別した後、婚姻していない人、(向)夫と離婚した後、婚姻していない人、(ウ)夫の生死が明らかでない人
 (2) 上記イに掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、平成 23 年中の所得の見積額が 500 万円以下（給与と所得だけの場合は、給与の収入金額が 6,888,889 円以下）の人
 (1) 夫と死別した後、婚姻していない人、(向)夫の生死が明らかでない人

⑪特別の事情

⑩の基準のうち、扶養親族である子を有し、かつ、平成 23 年中の所得の見積額が 500 万円以下の人

⑫事

所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑩のイの生計を一にする子があり、かつ、平成 23 年中の所得の見積額が 500 万円以下の人
 (1) 妻と死別した後、婚姻していない人、(向)妻と離婚した後、婚姻していない人、(ウ)妻の生死が明らかでない人

⑬勤労学生

所得者本人で、次のすべてに該当する人
 イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。
 (注) 専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。
 ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。
 ハ 平成 23 年中の所得の見積額が 65 万円以下（給与と所得だけの場合は、給与の収入金額が 130 万円以下）であって、そのうち給与と所得等以外の所得が 10 万円以下であること。

3 記載についてのご注意

- (1) 「平成 23 年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与と所得控除額（収入金額が 161 万 9 千円未満の場合には 65 万円（収入金額を限度とします。））を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、配偶者控除や扶養親族の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (2) 「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
 イ 障害者（特別障害者）……障害者の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級など）などの障害者（特別障害者）に該当する事実、その人が控除対象配偶者や扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者に該当する人のときは同居の有無）
 なお、その人が年齢 16 歳未満の扶養親族である場合には、その人の住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び平成 23 年中の所得の見積額（これらは住民税に関する事項に記入するため、記入を省略できます。）
 ロ 寡婦又は寡夫……死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の平成 23 年中の所得の見積額などの寡婦又は寡夫に該当する事実、また、2 の「⑩寡婦」のロに掲げる事項、「⑪特別の事情」又は「⑫寡夫」に該当する人については、これらのほか平成 23 年中の所得の見積額
 ハ 勤労学生……学校名と入学年月日及び平成 23 年中の所得の種類とその見積額
 ニ あなたの同一生計内に所得者が 2 人以上いるときは、あなたの扶養親族等（控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である年齢 16 歳未満の扶養親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等として、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたことができ、このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に書いてください。
 ホ 住民税に関する事項の欄には、扶養親族のうち年齢 16 歳未満の人（平成 8 年 1 月 2 日以後に生まれた人）について記載してください。